

議案第四十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成五年四月三十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年四月参拾日 原案 承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成五年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「六万四千元」を「十万四千元」に改める。

第五十四条第七項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第六十一条第九項中「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第十項中「四分の一」を「六分の一」に改める。

附則第五条第一項中「十九万円」を「二十五万円」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条第三号中「附則第十七条第六号」を「附則第十七条第六号イ」に改める。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（読替規定）

第十一条の二 法附則第十七条の二第一項の規定の適用がある平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税に限り、第六十一条第九項中「三分の一の額」とあるのは「三分の一の額（当該

住宅用地が法附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地であるときは、同項の規定により課税標準とされる額」と、同条第十項中「六分の一の額」とあるのは「六分の一の額（当該小規模住宅用地が法附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地であるときは、同項の規定により課税標準とされる額）」と、附則第十条中「第十五条の三」とあるのは「第十五条の三、第十七条の二第一項」とする。

附則第十二条の見出し中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に、「掲げる用途等」を「掲げる用途」に改め、同条の表を次のように改める。

用途の区分	上昇率の区分	負担調整率
一 住宅用地（法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。）	一・八倍以下のもの	一・〇五
	一・八倍を超え、二・四倍以下のもの	一・〇七五
	二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
	三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
	五倍を超えるもの	一・二
	一・八倍以下のもの	一・〇五
二 非住宅用地（住宅用地以外の宅地等をい	一・八倍を超え、二・四倍以下のもの	一・〇七五

う。）

二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
五倍を超え、九倍以下のもの	一・二
九倍を超えるもの	一・二五

附則第十五条の二第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改める。

附則第十六条中「平成三年度分及び平成四年度分」を「平成五年度分及び平成六年度分」に改める。

附則第十七条第一項中「第三十六条の二第三項」の下に「（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第六十一条第九項及び第十項並びに附則第十一条の改正規定、附則第十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条、第十五条の二第一項及び第十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成六年四月

一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第二十四条第二項及び附則第五条第一項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成四年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第四条 新条例第六十一条第九項及び第十項並びに附則第十一条、第十一条の二及び第十二条の規定は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十六条の規定は、平成五年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成四年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第十五条の二第一項の規定は、平成六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、
なお従前の例による。